

様式第5号

共同事業体協定書

(目的)

第1条 当共同事業体は、「史跡丸亀城跡城内施設指定管理業務」を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同事業体は、共同事業体（以下「事業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当事業体は、事務所を に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当事業体は、 年 月 日に成立し、当該業務の協定期間の履行後 か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 当該施設の指定管理者となることができなかつたときは、当事業体は、前項の規定にかかわらず、指定管理者の候補者選定に係る結果通知を受けた日に解散するものとする。

(構成員の所在地、商号又は名称)

第5条 当事業体の構成員は次のとおりとする。

住所

名称

住所

名称

(代表者の名称)

第6条 当事業体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当事業体の代表者は、当該業務の履行に関し、当事業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、丸亀市と折衝する権限並びに指定管理者制度に係る管理運営業務に係る申請書の提出、指定管理料の請求、受領及び当事業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(運営委員会)

第8条 当事業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに当該業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、第三者への委託の決定その他の当事業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、当該業務の履行に当るものとする。

(構成員の責任)

第 9 条 各構成員は、当該業務の履行及び下請契約その他の業務の履行に伴い当事業体が負担する債務の履行に関し、共同連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 10 条 当事業体の取引金融機関は、 銀行 店とし、共同事業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第 11 条 当事業体は、毎年度終了後、当該年度の指定管理業務について決算するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 12 条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第 13 条 構成員は、丸亀市教育委員会及び構成員全員の承認がなければ、当事業体が当該施設を管理運営する期間が満了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、丸亀市教育委員会の承認がある場合に限り残存構成員が当該業務を履行する。

(構成員の除名)

第 14 条 当事業体は、構成員のうちいずれかが、当該業務履行途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員及び丸亀市の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項を準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 15 条 構成員のうちいずれかが当該業務履行途中において破産又は解散した場合においては、第 13 条第 2 項を準用するものとする。

(代表者の変更)

第 16 条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、丸亀市教育委員会の承認により残存構成員を代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第 17 条 当事業体が解散した後においても、当該業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 18 条 本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

及び は、上記のとおり 共同
事業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が
記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

代表者 名称

代表者氏名

印

名称

代表者氏名

印